



鳴門基署発 1120 第 1 号  
令和 7 年 11 月 20 日

鳴門労働基準協会  
会長 富田 純弘 殿

鳴門労働基準監督署長



### 年末年始の労働災害防止対策の徹底について

平素より労働行政の運営につきまして、格別なご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、鳴門労働基準監督署では、令和 5 年から令和 9 年までを期間とする第 1 4 次労働災害防止推進計画を策定し、死亡災害の撲滅と休業災害の減少を目的として、労働災害防止対策を推進しているところです。

令和 7 年の鳴門労働基準監督署管内における休業 4 日以上の子傷者数（新型コロナウイルス感染症除く）は 10 月末時点で 147 人と、前年同期の 170 人から約 14%の減少となっています。

年末年始は、慌ただしい中での大掃除や機械設備の保守点検・再稼働等の作業が多くなるほか、多忙による焦りや疲労からミスやエラーが起こりやすくなります。

このため、鳴門労働基準監督署では年末年始における労働災害防止対策を促進するため、別添のリーフレットを作成いたしました。

つきましては、ご多忙のところ恐縮ですが、傘下の会員事業場等の関係者に対し、別添のリーフレットを活用し、より一層の労働災害防止対策の推進を図っていただきますよう、ご協力をお願いいたします。